

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部  
改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のよう  
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正  
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例  
第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に  
係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和  
26年条例第5号）別表第2に定める職務の級の8級に相当するものである職員と  
して管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第5条第2項中「、他に」を「他に」に、「、主として」を「主として」に改め、  
同項第1号中「、事実上」を「事実上」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加  
え、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号と  
し、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第2項第2号中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をい  
う。以下同じ。）」を、「おける休暇」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、  
同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に

次の1号を加える。

- (3) 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

第15条の2中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「(昭和27年法律第289号)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、平成34年4月1日から施行する。

#### (提出理由)

一般職の給与改定の実施に伴い、上下水道事業の企業職員の給与の基準の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。